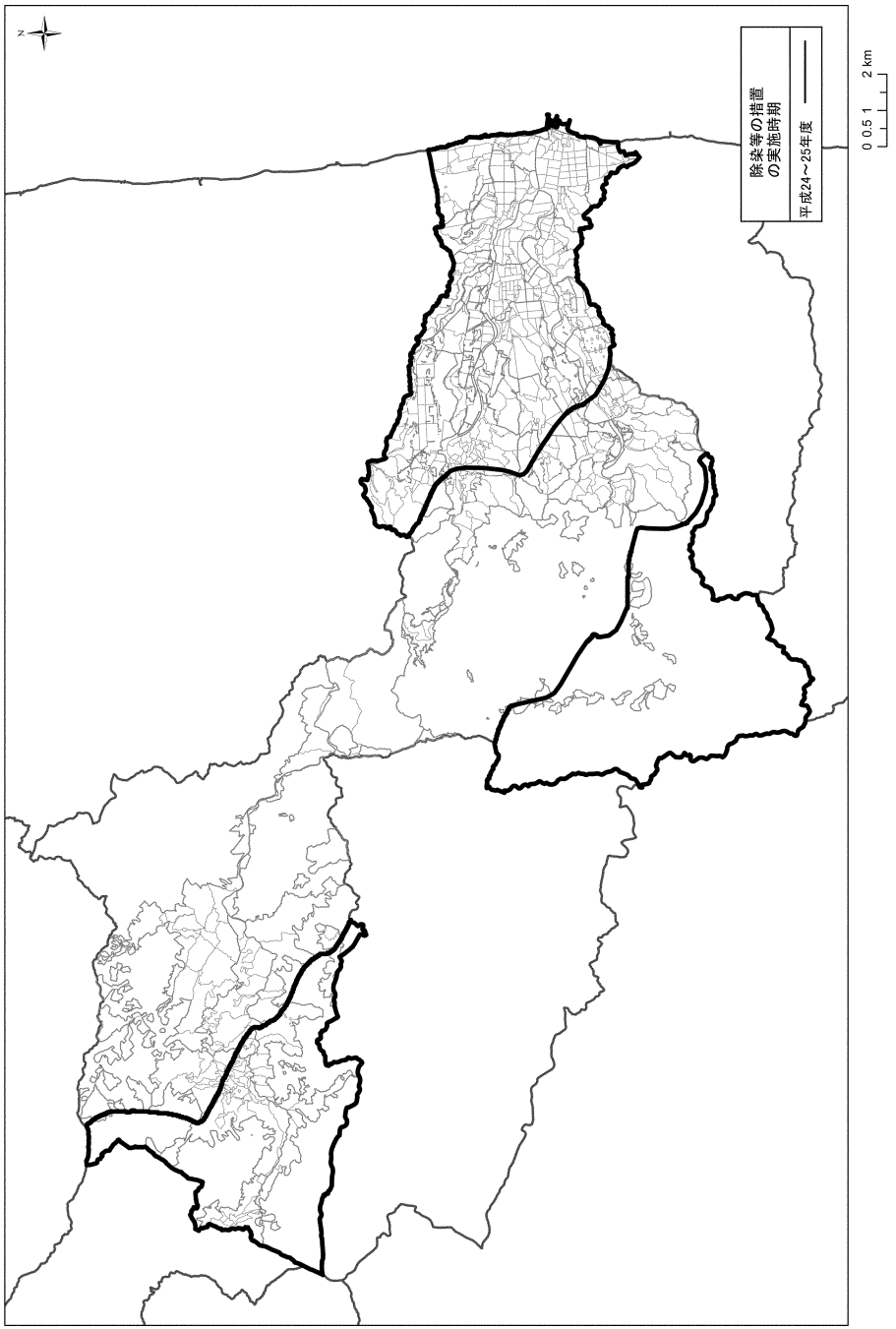
図



公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１８３号

群馬県太田市成塚町150番地373
債務者　石原　眞介
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉野　　晶
4　破産債権の届出期間　平成25年１月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月21日午後４時30分
6　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第５９１号

神奈川県平塚市御殿３丁目４番17―206号
ヴァンヴェール平塚、前住所神奈川県平塚市平塚５丁目19番27号
債務者　佐藤　　昇
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯淺　文憲
4　破産債権の届出期間　平成24年12月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月20日午後３時
6　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２３号

福島県南相馬市原町区高見町２―24―７高見第一仮設Ｃ－４－１、住民票上の住所福島県南相馬市小高区関場２丁目43番地の１
債務者　吉田　　滋
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若杉　裕二
4　破産債権の届出期間　平成24年12月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月25日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２４年（フ）第２４号

福島県南相馬市原町区高見町２―24―７高見第一仮設Ｃ－４－１、住民票上の住所福島県南相馬市小高区関場２丁目43番地の１
債務者　吉田　才子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若杉　裕二
4　破産債権の届出期間　平成24年12月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月25日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２４年（フ）第２０７号

三重県鈴鹿市岸岡町2707番164、住民票上の住所愛知県碧南市日進町２丁目111番地
債務者　伊藤　信雄
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　典夫
4　破産債権の届出期間　平成24年12月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月１日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３２１号

奈良市三条宮前町４番21―402号
債務者　藤本　　弘
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　直治
4　破産債権の届出期間　平成24年12月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月22日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
奈良地方裁判所